

平成 27 年度第 4 回協議会でのご意見について

1 いただいた主なご意見

(1) 差別に該当する行為が禁止される相手方について

- 差別に該当する行為が禁止される相手方について、「市民」も含んだ形で禁止することは条例を市民に浸透させるためにも大切ではないか。
 - ・市民ひとりひとりに自覚してもらうためにも「市民」も含んだ形で禁止すること盛り返すべき。
 - ・差別をしたら罰則という趣旨ではない。市民も努力義務ということでいいのではないか。

- 事業者による合理的配慮の提供は努力義務（労働分野を除く）としてはどうか
 - ・努力義務の方が良い。事業者が配慮をしたくてもできないケースもあるが、その場合、義務違反となってしまうのはどうなのか。
 - ・まずは努力義務から始める。その後、見直しが必要。
 - ・努力義務では、何もしない事業者も出てくる可能性もあるので、事業者がしっかり取り組むための工夫が必要ではないか。

(2) 市民・事業者・市の役割についての考え方

- 事業者について、障害者を雇用している事業者、障害福祉サービス提供事業者など、事業者ごとに求められる役割や方向性も異なることから、区分して規定することとしてはどうか。
 - ・包括的に書くと、法により重い責務を課せられている部分が見えにくい。
 - ・障害者を雇用している事業者については、合理的配慮が義務であるため、分けて書いた方がいいのではないか。
 - ・分野ごとに分けるとなると事業者にもいろいろな形態があって複雑になるため、市民にわかりづらくなる。

- 差別解消や障害理解促進のためには、障害当事者が自ら声を発していくなどの取り組みも重要であると考えられるため、障害当事者の役割も明示してはどうか。
 - ・個人では発信するのはなかなか難しい。当事者が発信していくという役割をきちんと条例で位置付けるべき。
 - ・役割を明示することで当事者の負担になるのではないか。
 - ・市民と当事者を分けること自体、差別ではないか。

(3) 複合的に差別を受けやすい女性等の障害者の視点

- 複合的に差別を受けやすい障害のある女性や、成人の障害者とは異なる支援が必要な障害のある児童についての視点を基本理念等に盛り込んでどうか。
 - ・女性や児童は、障害者ということだけでなく、女性や子供であることで複合的に差別をされてきた経緯もあるため、しっかり条例に位置づけるべき。
 - ・女性差別ととらえるか、性別にかかわりなくと捉えるかは選択の余地があるが、性別が重要な要素であることを織り込んでおくことは必要ではないか。

(4) 不当な差別的取扱いの表記について

- 不当な差別的取扱いについてよりわかりやすい別の表現に変更してはどうか。
 - ・「不当な差別的取扱い」という表記は、一見すると「不当な差別」と「不当でない＝正当な差別」があるように感じる。「差別による不当な取扱い」の方が良いのではないか。
 - ・法律で使っている「不当な差別的取扱い」をそのまま使った方が、混乱がなくていいと思う。

(5) 条例の名称について

- 条例の名称についてどのように考えればよいのか。
 - ・差別禁止や差別解消をきちんと明示した方がいい。
 - ・短く簡潔で、わかりやすい名称がいい。
 - ・「差別をなくし、共生社会を実現する仙台条例」のような名称がいい。

(6) 障害の表記について

- 条例において、障害の表記を、「障がい」や「しょうがい」など、他の表記とすべきかどうか。
 - ・現在使われている「障害」の表記を変えるとかえって混乱するのでは。
 - ・「害」という字は否定的なイメージなので「がい」というひらがなで表現したほうがいい。
 - ・「高齢者＝シルバー」のように、障害についても別の表現ができるといい。
 - ・障害者自身が「害悪」をもたらすという意味ではなく、社会にある「障壁」を解消するという意味で、「障害」という表記でいいと思う。